

能美市学校給食センター整備運営事業

事業者選定基準

【修正版】

令和4年8月31日

石川県能美市

— 目 次 —

第 1 本書の位置付け	1
第 2 事業者選定の概要	1
1 事業者選定方式.....	1
2 事業者選定方法.....	1
3 事業者選定の体制.....	1
第 3 審査の手順	2
1 参加資格審査（第一次審査）	3
2 提案内容審査（第二次審査）	3
第 4 優先交渉権者の決定	7
1 優先交渉権者の決定.....	7
2 結果及び評価の公表.....	7
3 優先交渉権者を決定しない場合の措置.....	7

第1 本書の位置付け

能美市学校給食センター整備運営事業事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）は、能美市（以下「市」という。）が、能美市学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集及び選定を行うに当たって、応募者へ公表する募集要項と一体のものである。

事業者選定基準は、優先交渉権者を決定するにあたって、最も優れた提案を行った応募者を選定するための方法及び評価項目等を示し、応募者の行う提案等に具体的な指針を与えるものである。

第2 事業者選定の概要

1 事業者選定方式

本事業を実施する事業者には、施設整備段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い技術的能力及び総合力が必要となる。したがって、事業者の募集及び選定を行うにあたっては、サービス水準との適合性、維持管理及び運営業務における遂行能力や事業計画の妥当性、更に資金調達計画の確実性やリスク負担能力等を総合的に評価し、優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式により行う。

2 事業者選定方法

事業者の選定は、二段階の審査により実施し、第一次審査として参加資格審査、第二次審査として提案内容審査（提案価格の確認、基礎審査、加点審査、総合評価値の算定）を行う。

なお、参加資格審査は、提案内容審査の対象となる応募者を選定するためにのみ行うこととし、参加資格審査の具体的な内容について、これを提案内容審査に持ち越さないものとする。

3 事業者選定の体制

審査に当たっては、市が設置した「能美市新給食センター整備事業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）において、事業者選定基準に関する審議並びに応募者より提出された提案資料の審査を行い、最優秀提案者を選定する。

なお、選考委員会は、下表の5名の委員で構成され、選考委員会は非公開とする。

図表1 選考委員会の委員

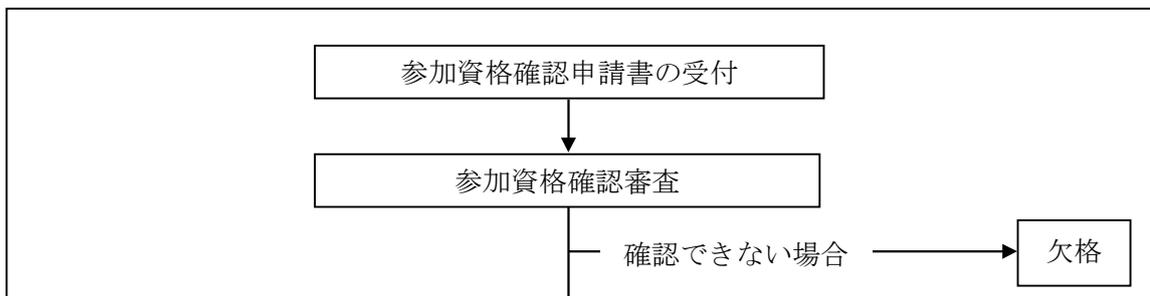
役職	所属等
委員長	北陸先端科学技術大学院大学 特任教授
副委員長	金沢学院大学 教授
委員	公益財団法人 石川県産業創出支援機構 コンサルティング事業部 職員
〃	石川県土木部営繕課 職員
〃	能美市副市長

注) 応募者が、選考委員会の委員に対し、事業者の選定に関して自己に有利になることを目的に接触等の働きかけを行った場合、当該応募者は失格とする。

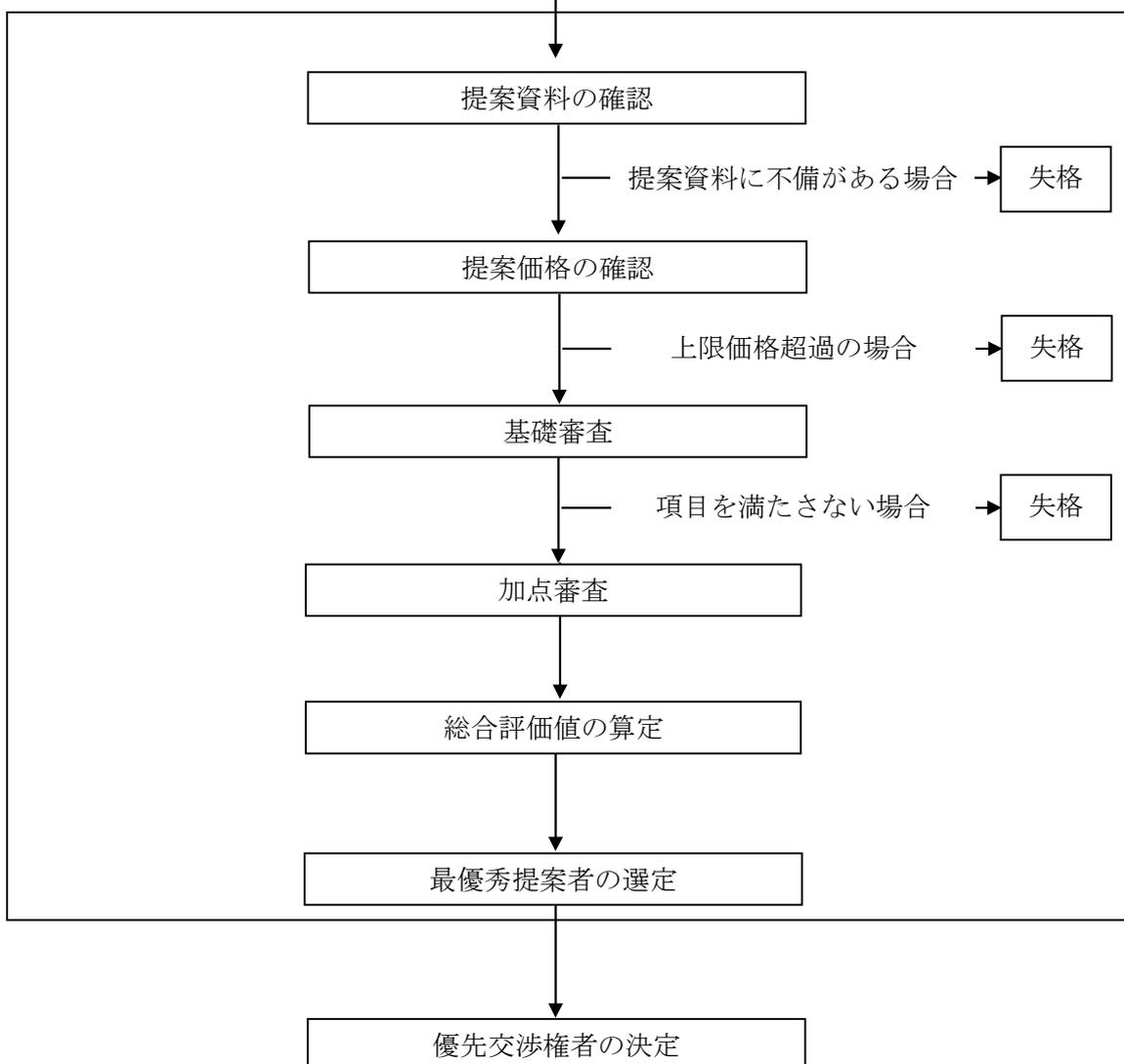
第3 審査の手順

審査の手順は、次のとおりとする。

(1) 参加資格審査（第一次審査）



(2) 提案内容審査（第二次審査）



図表 2 審査の手順

1 参加資格審査(第一次審査)

参加資格の審査では、応募者が備えるべき参加資格要件(募集要項に規定されている要件)を満たしているかどうかの審査を行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、欠格(参加資格がない)とする。

2 提案内容審査(第二次審査)

(1) 提案資料の確認

提出された提案資料を確認し、様式集に記載した必要書類を満たしていることを確認する。提案資料に不備がある場合は失格とする。

(2) 提案価格の確認

市は、提案書に記載された提案価格が上限価格を超えていないことを確認する。提案価格が上限価格を超える場合は失格とする。

(3) 基礎審査

提出された提案書類の内容が次に示す審査項目を充足しているかを確認する。

1項目でも充足していない場合は、失格とすることがある。

また、応募者が提出した提案書類の内容について、募集要項等で規定されている要求水準を全て充足していることを、様式22-2 要求水準に関する誓約書において誓約している。本様式にて誓約がなされていない場合は、失格とする。

図表3 基礎審査の視点及び内容

審査項目	審査の視点	審査内容	様式
1 資金調達・収支計画	確実な資金調達、安定的な収支計画となっているか。	・金融機関等との融資条件の調整など、事業開始後の確実な資金調達が見込めるか。 ・適切な収支計画となっているか。	様式 22-4
2 工程計画	令和6年9月に供用開始する工程計画となっているか。	・令和6年9月に供用開始する工程計画となっているか。 ・設計や建設に係る申請手続等の適切な期間が確保されているか。	様式 22-5
3 平面・断面計画	安全・安心な給食を実現するため、衛生基準等に適合した給食エリアのゾーニング、動線計画等となっているか。	・非汚染・汚染作業区域が適切に区分されているか。 ・要求水準に規定した諸室がすべて計画されているか。	様式 22-6
4 調理設備計画	2時間喫食に対応できる十分な調理設備計画が提案されているか。	・適切な規模の食品の保管スペースを確保しているか。 ・適切な調理能力を有する機器・台数を設置しているか。	様式 22-7
5 配送計画	2時間喫食に対応できる配送計画となっているか。	・対象校11校(給食提供7校、アレルギー対応食のみ4校)への2時間喫食に対応できる配送計画となっているか。	様式 22-8
6 施設計画	将来的な提供食数の増加に対応できる施設計画が提案されているか。	・将来的な統合の可能性を考慮して、4,500食に対応できる施設計画となっているか。	様式 22-9

(4) 加点審査

事業提案書について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて性能点を付与する。性能点は小数点第2位まで求める。

加点審査の評価項目、評価の視点及び配点は、図表4のとおりとする。

性能点は、図表4に示す6つの評価項目ごとに、図表5に示す4段階評価により付与する。加点審査の満点は60点とする。

図表4 加算審査の審査項目、審査の視点及び配点

評価項目		評価の視点	配点	様式
1 事業計画	(1) 事業実施方針、実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 事業を長期間安定的に実施するための実施方針・実施体制（構成企業の役割・責任分担、緊急時のバックアップ体制、有資格者の配置人数や担当者の経験等を含む人員配置等）、リスクの対応策と管理方法、要求水準及び提案事項の達成につながるセルフモニタリングの方法等について具体的で優れた提案がなされているか。 	5	様式23-2
	(2) 地域経済・社会への貢献	<ul style="list-style-type: none"> 建設企業のみならず様々な分野の市内事業者の育成、市内事業者の参画及び市内雇用の創出など、地域経済に貢献するための優れた提案がなされているか。 	2	様式23-3 ・ 様式23-4
		<ul style="list-style-type: none"> 市内企業への発注を通じた地域経済へ貢献が期待できるか。 (得点の算定式) $\text{評価点} = 3 \text{点} \times \{ (\text{建築工事費等}^{\text{注1}} \text{注2}) \text{のうち市内企業への発注額} / \text{建築工事費等} \}$ ※算出した得点の小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位まで求める。 注1) 様式20-2①初期調達費見積書に記載した「4. 建築工事」「5. 電気設備工事」「6. 空調設備工事」「7. 給排水・衛生設備工事」「8. 昇降機工事」「13. 土木工事」及び「14. 付帯工事」に係る見積額の合計額とする。 注2) 市内企業への発注額とは、入札参加グループの構成員がSPCから受注した金額及び入札参加グループの構成員からの一次下請企業への発注額の合計額とする。	3	
2 衛生管理の徹底に向けた施設・設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> 安全面、衛生面に十分に配慮した作業動線、室配置、調理機器等について優れた提案がなされているか。 運営期間中の衛生管理として、異物混入の防止策や徹底した清掃・検査・洗浄などについて優れた提案がなされているか。 	10	様式23-5	
3 アレルギー対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> アレルギー物質の混入や誤配などを防ぐために十分な人員を確保し、事故対応にも確実に対応できるような体制について優れた提案がなされているか。 辰口地区の小中学校へのアレルギー対応食について、誤配などを防ぎ、効率よく調理・配送を行うための優れた提案がなされているか。 将来的なアレルギー対応品目の増加に柔軟に対応できる優れた提案がなされているか。 	10	様式23-6	
4 おいしい給食と適温喫食の実現	<ul style="list-style-type: none"> おいしい給食を提供するための調理設備の導入や調理の工夫等について優れた提案がなされているか。 適温給食の実現のため調理機器や調理備品の調達等について優れた提案がなされているか。 	7	様式23-7	
5 充実したメニューの提供	<ul style="list-style-type: none"> 栄養バランスのとれた給食を提供するための調理機器の導入や調理の工夫等について、優れた提案がなされているか。 セレクト給食や四季折々の食文化に対応した給食など、多様で特色ある給食の提供するための調理体制について優れた提案がなされているか。 市内・県内の特産品を積極的に取り入れるための献立作成支援について優れた提案がなされているか。 	8	様式23-8	
6 食育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の食に関する興味や知的好奇心を育むため、食育機能の充実や食育への取組支援に関する優れた提案がなされているか。 家庭、学校及び行政と連携した、食育を推進するための支援について優れた提案がなされているか。 地場産食材を使った料理や、地場産の焼き物を含む製品を使用した食器等を交え、「食」を通して地元の文化に対する理解を深められるような提案がなされているか。 	8	様式23-9	
7 環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 長期的な視点から修繕費・光熱水費を含むライフサイクルコストの削減、施設・設備機器の長寿命化・メンテナンス性、省エネルギー化及び環境負荷への配慮について優れた提案がなされているか。 	7	様式23-10	
合計			60点	

図表5 加点審査の評価基準と得点化方法

評価内容		採点レート
A	特に優れている	当該項目の配点×100%
B	優れている	当該項目の配点×70%
C	やや優れている	当該項目の配点×40%
D	要求水準を満たしている程度	当該項目の配点×0%

(5) 価格点の算定

- ・ 次式により価格点を算定する。価格点の満点は40点とする。
- ・ 価格点の算定にあたっては、小数点以下第3位以下を四捨五入し、小数点第2位まで求める。
- ・ 算定に用いる提案価格及び上限価格は消費税及び地方消費税相当額を除く金額とする。

$$\text{価格点} = 40 \text{ 点} \times \{1 - (\text{当該提案価格} / \text{上限価格})^2\}$$

(6) 総合評価

- ・ 選考委員会は、次式に基づいて算定した性能点と価格点の合計（総合評価値）が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

$$\text{総合評価点} = \text{性能点 (最大 60 点)} + \text{価格点 (最大 40 点)}$$

第4 優先交渉権者の決定

1 優先交渉権者の決定

市は、参加資格確認審査及び提案内容審査の結果により選定された最優秀提案者をふまえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

2 結果及び評価の公表

優先交渉権者の決定結果は、各応募者の代表企業に通知するほか、結果の概要、審査講評を市のウェブサイト等で公表する。

3 優先交渉権者を決定しない場合の措置

応募者の募集、評価及び優先交渉権者の決定において、最終的に応募者がいない場合には、優先交渉権者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

なお、応募者が1者であった場合も参加資格審査及び提案内容審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該提案を最優秀提案と選定する。

ただし、参加資格審査及び加点審査を除く提案内容審査において失格となった場合及び加点審査において事業者として適切ではないと判定された場合は、本件参加は成立しないものとする。